

学校法人会計と企業会計との違いについて

学校法人会計は、文部科学省令により定められた「学校法人会計基準」に基づき経理処理が行われ、その計算書類は①資金収支計算書、②消費収支計算書及び③貸借対照表により構成されています。資金収支計算書は資金の流れ、消費収支計算書は学校運営の視点から表示されます。また、貸借対照表は決算日（3月31日）時点の資産、負債及び基本金の状況を示し、学園の財政状況を明らかにするものです。

一方企業会計では、①損益計算書と②貸借対照表、上場企業においてはそれに加え③キャッシュフロー計算書が作成されます。営業活動の成績を損益計算で表し、1年間の事業状況を数値化し、経営成績を知ることによって収益力を高めることに役立てようとするものです。

つまり、企業会計は営業活動の成績を損益計算であらわし、その年度の収益と費用を正しく捉えることを主たる目的としています。学校法人は営利を目的としない非営利組織であるため、学校法人会計では、教育研究活動が円滑に遂行されたかどうか捉えることに主眼があります。学校法人会計にあって、企業会計にない勘定科目のうち主なものには、「基本金」、「帰属収入」、「消費収入」及び「消費支出」等がありますが、それらも含め以下で説明します。

【資金収支計算書の主要な科目】

- | | | |
|---------------|---|---|
| (1) 学生生徒納付金収入 | … | 授業料、教育充実費、実習費、入学金など、学生から納付されたものです。 |
| (2) 手数料収入 | … | 入学検定料や証明書発行に係る手数料の収入です。 |
| (3) 補助金収入 | … | 国や地方公共自治体等から交付されるものです。 |
| (4) 資産運用収入 | … | 定期預金等の受取利息や施設の利用料です。 |
| (5) 事業収入 | … | 外部からの研究委託や寮、公開講座等の収入です。 |
| (6) 雑収入 | … | 退職金財団交付金等、他の収入科目に属さない収入です。 |
| (7) 借入金収入 | … | 借入金の収入です。 |
| (8) 人件費支出 | … | 専任教職員、非常勤教職員等の給与、所定福利費等です。 |
| (9) 教育研究経費支出 | … | 教育、研究活動や学生の学習支援・野外活動支援に支出する経費です。 |
| (10) 管理経費支出 | … | 学生の募集活動等、教育経費以外の支出する経費です。 |
| (11) 借入金等利息支出 | … | 借入金の利息です。 |
| (12) 借入金等返済支出 | … | 借入金の元本の返済額です。 |
| (13) 予備費 | … | 予算編成において予期せぬ支出に対処するために設けています。 |
| (14) 前受金収入 | … | 翌年度分の授業料、教育充実費等で当年度に納入された収入です。 |
| (15) 資金収支調整勘定 | … | 未払金や未収入金など、資金の実際の収支を当年度の諸活動に対応する収支に修正取引に用いる勘定科目のことです。 |
| (16) 施設関係支出 | … | 建物、構築物等の支出です。 |
| (17) 設備関係支出 | … | 教育用機器備品、その他の機器備品、図書、車両等の支出です。 |

消費収支計算書は当該会計年度の消費収支の内容と均衡状態を明らかにし、経営状態を表すものです。

【消費収支計算書の主要な科目】

- (1) 帰属収入 …… 学校法人に帰属する負債とならない収入で、学生生徒納付金・手数料・補助金等のほか、以下のものが含まれます。
 - 現物寄付金 …… 金銭以外のもの（固定資産等）で受けた寄付です。
 - 資産売却差額 …… 資産の売却額が、帳簿価額を超える場合の超過額です。
- (2) 基本金組入額 …… 学校法人が教育の維持充実に必要な資産を継続的に保持する資産を基本金といい、帰属収入から組み入れます。基本金には以下の4種類があります。
 - 第1号基本金 …… 設立当初からの教育の向上のために取得した資産
 - 第2号基本金 …… 第1号基本金の組入対象となる固定資産を将来取得する目的で計画的に組み入れられた資産
 - 第3号基本金 …… 奨学金等の基金として継続的に保持し、運用する預金等の資産
 - 第4号基本金 …… 消費収支計算書から算出される運転資金として、恒常的に保持すべき資産
- (3) 消費収入 …… 帰属収入から基本金を組み入れた後の収入で、消費支出の財源となる収入です。
- (4) 消費支出 …… 当該年度において消費される支出で、人件費や教育研究経費、管理経費、借入金利息等のほか、以下のものが含まれます。
 - 退職給与引当金繰入 …… 教職員に対する将来の退職金の支払いに備えて毎年繰り入れるものです。
 - 減価償却額 …… 建物、構築物、備品等といった固定資産が、時の経過や陳腐化によって価値が減少していくのに対応して、ある一定の計算のもと、その減価部分を経費化したものです。
 - 資産処分差額 …… 資産を売却、廃棄、除却した際に発生する帳簿価額との差額です。
- (5) 消費収入超過額 …… 消費収入から消費支出を差し引いた差額で、計算書において収入が支出より多い場合、その差額を消費収入超過額と表示し、逆の場合消費支出超過額と表示します。
(または消費支出超過額)

貸借対照表は、決算日（3月31日）における資産、負債、基本金および収支差額を把握し、財政状態の健全性を表すものです。

※貸借対照表は、予算において作成を義務付けられておりません。

【貸借対照表の主要な科目】

- (1) 土地 …… 土地の取得に要した金額を計上します。取得に伴う仲介料、測量費などの直接付帯費用のほか、地ならし等の費用も含めます。
- (2) 建物 …… 建物の取得に要した金額です。取得に伴う仲介料、設計料などの直接付帯費用も含めます。
- (3) 構築物 …… 土地に定着した工作物、土木構築物の取得に要した金額です。
- (4) 建設仮勘定 …… 有形固定資産を取得する過程で支払われた手付金、工事内金などで、目的物の完成が次年度以降となるものを一時的にこの科目に計上します。建物等の本勘定への振替は目的物が完成した年度に行われず。

- (5)有価証券 …… 国債、社債、地方債などがあります。
- (6)教育研究用機器備品 …… 直接教育の用に供するもののほか、間接的に教育効果をあげるための机、椅子、ベッドなどの物品で、耐用年数が1年を越えるもののうち一定の金額以上のものを計上します。このほか小額重要資産となるものもこの科目に計上します。
- (7)その他の機器備品 …… 教育研究用機器備品以外の備品で、学校法人の管理運営上必要なもので教育研究用機器備品と同様に耐用年数が一年を超えるもののうち、一定金額以上のものを計上します。
- (8)図書 …… 一年を超え長期に渡り保存し、使用される教育関係の文献、辞書などの取得に要した金額を計上します。
- (9)車両 …… 自動車その他の陸上運搬用の器具の取得に要した金額です。
- (10)電話加入権 …… 電話を取り付け、又は増設するために要した加入権、工事費などの金額です。
- (11)現金預金 …… 小口現金及び金融機関等の各種預金です。
- (12)預り金 …… 給与、報酬等にかかる源泉所得等、一時的な金銭の受入額です。
- (13)基本金 …… 学校法人が教育の維持充実に必要な資産を継続的に保持する資産です。(消費収支計算書の項目を参照)
- (14)消費収入超過額 …… 消費収入から消費支出を差し引いた差額です。(消費収支計算書の項目を参照)
(または消費支出超過額)